

終活



～やがてくる時を 自分らしく迎えるために～

家族やライフスタイルの変化を背景に、空前の「終活」ブームといわれています。それに伴い、「終活」や「断捨離」という言葉に付け込んだ悪質商法の相談も増えています。

年齢を問わず、悔いなく自分らしい人生を生きるため、ブームに踊らされずに正しい情報を集めることが大切です。

目次

- ・「終活」豆知識 …………… 1～2
- ・こんなトラブルが! …………… 3
- ・お知らせ …………… 4

「終活」豆知識

そもそも「終活」ってなにをすればいいの?



大きく分けて、

- ①金・モノ …… 遺言書(☆1)の作成、不用品の整理など
- ②医療・介護 …… かかりつけ医、保険、判断力がなくなった時の治療方針の希望、世話を任せたい人、余命告知、ドナー登録、など
- ③葬儀・お墓 …… 望む葬儀や供養の方法、連絡してほしい人
- ④思い出・他 …… アルバムや日記の整理、自分史の作成、ペットの世話、など気がかりなこと



これらを整理して、まとめてエンディングノート(☆2)に残しておく方法が一般的です。インターネットを利用する人は「デジタル終活」(☆3)についても知っておきましょう。「終活」にこれといった決まりはありません。大切な人達へメッセージを残す気持ちで、自分なりの方法で取り組めば良いのです。

☆1～3は次ページ参照

★1 遺言

①自筆証書遺言

日付を含め全て自筆で書き、署名押印します。
相続開始時には家庭裁判所の検認が必要です。

②公正証書遺言

証人2人の立ち合いのもと、公証役場で公証人が
作成し、保管されます。家庭裁判所の検認は不要ですが、
作成費用が必要です。

※ここに紹介したのは、代表的な2種類の遺言方法です。

詳細は弁護士などの専門家に相談すると安心です。

※遺言できるのは15歳以上からです。

※法定相続人でない人にも遺言により財産を残せます。



市販品や、無料配布されているものなどがあります。
いくつかを参考に、自分なりのオリジナルノートを作成するのも良
いでしょう。
決まったルールはありません。まずは書きたいところから、書いて
みましょう。

※家族や大切な人に「自分の意思」を伝えることで、安心感が生まれます。

※今までの生き方を振り返り、今後の生き方を前向きに考えることができます。

※相続手続きの際に役立ちます。

★2 エンディングノート



★3

インターネット時代の 「デジタル終活」



パソコンやスマートフォンの中には秘密がいっぱい!

ブログ、SNS、有料デジタルコンテンツ、写真、
ネットバンキング、ネット証券、等々・・・



突然亡くなっても困らないよう、整理をしておくで安心です。

必要なもの、消してほしいもの、退会手続きが必要なもの、端末ごとのロッ
ク解除方法、ID・パスワードなどを整理し、信頼できる人に宛てて書き残
しておきます。また、保管してくれるサービスもあります。

会員登録した状態のまま長期間放置すると、不正アクセスによりデータが盗まれる危険があります。
「個人情報が出た」「思わぬ請求がきた」などのトラブル事例もあります。

「亡くなった家族のコンテンツ利用料金の請求が毎月あるが、解約方法がわからない」

「故人のクレジットカード利用を確認したいが、カード会社に電話しても教えてもらえないので困
っている。Web明細も見られない」

・・・といった相談が、消費生活センターに寄せられています。

これも
終活？

こんなトラブルが！



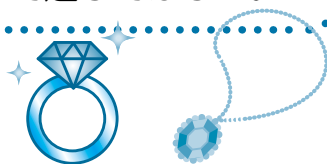
センターから

訪問買い取りの場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間は契約解除できる規定があります。

また、事業者は、事前に買い取る物品について承諾を得なければならないと法律で決められています。買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

事例1 訪問買い取り

生前整理をしようと「ご不用の着物、高価買取」というチラシを見て電話し業者を家に呼んだ。「着物は値段がつかない。貴金属はないか」と言われ、ダイヤの指輪を見せたら、業者が「3万円で買い取りたい」というので、仕方がなく承諾したが、やはり必要なので返してほしい。



センターから

原野商法とは、将来値上がりする見込みのない土地を、値上がりするかのように偽って売りつける商法です。

過去に原野商法の被害に遭った人が、事例のように再びトラブルにあったという二次被害の相談が寄せられています。

「土地を高く買い取る」等、勧誘を受けた場合は、すぐに判断せず、土地の評価額等を確認したり、周りの人に相談したりしましょう。

事例2 原野商法の二次被害

原野を所有しているが、子に相続をすると迷惑をかけるので手放したいと思っていた。数日前、不動産業者から「原野を買い取りたい」と電話があり自宅訪問を受けた。「1200万円で買い取る」というので契約書にサインをし、手続き費用として200万円支払った。しかし、契約書をよく読んだら原野を1200万円で売り、別の原野を1400万円で購入する契約になっていた。



センターから

互助会は中途解約ができますが、預金ではないため、解約手数料が差し引かれ、積立金額より少ない金額しか返金されないの注意が必要です。

また、葬儀には、料理、タクシー、火葬場の費用、寺院へのお布施等、互助会で提供する以外のサービスが必要です。契約する際はどのサービスが受けられるのか、内容をよく確認しましょう。

事例3 冠婚葬祭互助会

将来の葬儀のことを考え、36回払い36万円の冠婚葬祭互助会の契約をした。知人に「36万円で全部できるわけがない。追加料金が発生するのではないか」と言われ、やめたいと思った。解約を申し出たところ、「解約手数料が9万円かかる」と言われた。

12万円積み立てたのに3万円しか返金されない。

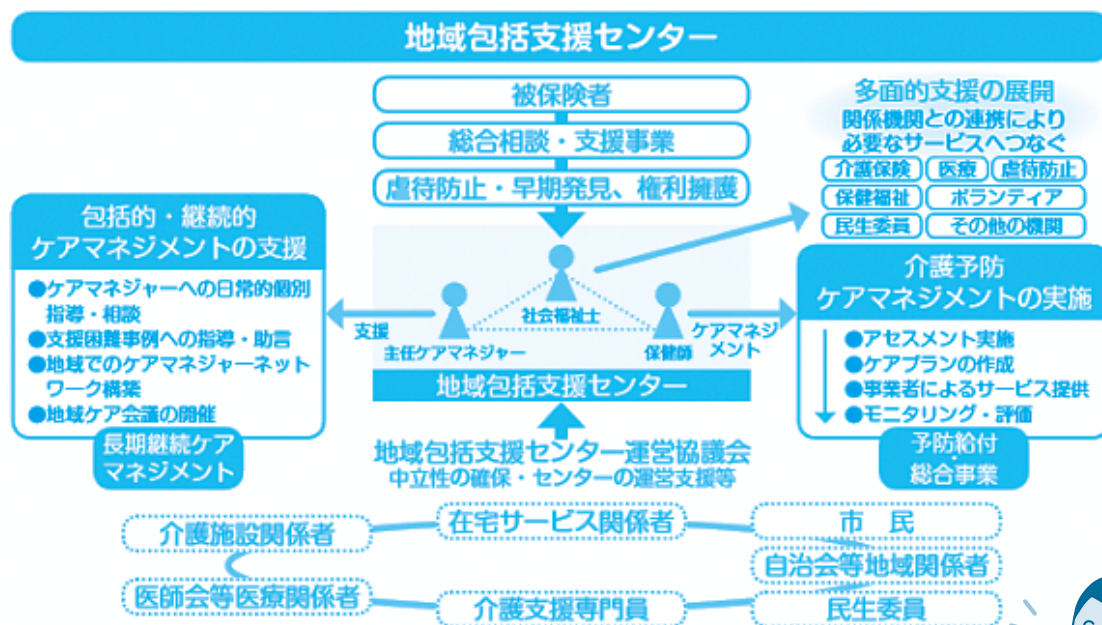


お知らせ

◆地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんが、いつまでも元気に暮らせるように支援しています。

介護や福祉、医療、健康、認知症などのさまざまな相談に応じるほか、高齢者の権利を守るため、虐待防止への取り組みや成年後見制度の活用に関しての相談などもお受けします。また、「要支援」の認定を受けた人や、基本チェックリストで事業対象者（要支援相当）と判定された人のケアマネジメントを行います。



●お問い合わせ 包括支援課 地域包括支援係 ☎ 047-436-2882



☆まちづくり出前講座

消費生活相談員が講師としてあなたの地域・町会・サークルに出向きます。

- 社会教育課（047-436-2895）で受付しています。
 - 消費者講座Ⅰ・・・幼児・小学生・保護者向け
（やくそくやきまりごと、おこづかいの管理など）
 - 消費者講座Ⅱ・・・中・高校生、若者向け
（契約の仕組み、さまざまなトラブルにあわないためになど）
 - 消費者講座Ⅲ・・・成人・高齢者向け（悪質商法、契約トラブルとその対処法）

☆弁護士による多重債務専門相談（予約制）

- 消費生活センター（047-423-3006）で予約受付をしています。（無料）
- *消費生活相談員による事前相談を受けてください。
- 【日時】第2・4土曜日
午前10時～午後4時
（祝日・年末年始は休み）

船橋市消費生活センター

場 所： J R船橋駅南口フェイスビル5階
電 話： 047-423-3006
F A X： 047-423-3040
相談受付： 月～金曜日 第2・4土曜日
午前9時～午後4時
（祝日・年末年始は休み）